

<<<今号の目次>>>

1. コラム

「育児とは違う。高齢者介護をしながら働くということ」

2. 最新情報

《お知らせ》 6件

《地方公共団体等の動き》 9件

---

■□■ 1. コラム



「育児とは違う。高齢者介護をしながら働くということ」

---

独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員 池田 心豪

コロナ禍で世の関心を集めている問題の1つに介護がある。感染を防ぐために「密」を避けようと思ったら、介護も控えなくてはならない。そのため、介護を必要とする高齢者が十分なサービスを受けられない、離れて暮らす家族が高齢者に会いに行くこともできない、そのような問題が起きている。介護者の通勤や職場での感染に不安を感じる高齢者もいる。コロナ禍に直面して、仕事と介護の両立のあり方が問われているとあって良いだろう。

そこから浮かび上がってくるのは育児と介護の違いである。両立支援を語る時、育児・介護休業法という法律にもあるように、介護は育児と並べて理解されることが多い。しかし、コロナ禍でも子どもとの「密」を避けるということはない。乳幼児は片時も一人にできない。そのため、保育園や幼稚園に通えなくなった緊急事態宣言下では、普段よりも家庭での親の役割が増えた。一方、高齢者の多くは、介護が必要でも一人でいることができる。介護を担う家族は、要介護者と離れることができる分だけ、育児よりも仕事に時間を割くことができる。その距離感をコロナ禍は極端な形で際立たせたといえる。

かつては介護においても育児と同じく献身的なケアが自明とされていた。要介護者を一人にする時間をつくらぬよう、短時間勤務制度や追加的な介護サービスを利用していた人はコロナ禍で途方に暮れているかもしれない。しかし近年は、要介護状態にあっても高齢者ができることは高齢者自身です、一人でいられる時間は一人で過ごしてもらおうという自立重視の介護が高齢者自身の身体能力維持のために推奨されている。もちろん適切なケアを受けられない過度の自立重視は問題であるが、介護によってコロナに感染しては身も蓋もない。高齢者は感染した場合の重症化も懸念される。その意味でも適切な距離は必要であ

る。

感染を防ぎつつ仕事と介護の責任をともに果たしていくためには、要介護者が「一人でいられる能力」を見極めることが重要である。

---

## ■□■ 2. 最新情報

---



《お知らせ》

### 【内閣府】

#### ●「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」申込受付中！（内閣府・経団連共催）

→本セミナーでは、「ウィズ・ポストコロナ時代における企業のダイバーシティ推進に向けて」をテーマとし、先進企業の経営者からダイバーシティ推進に対する考えや取組、今後の課題等について話を聞くとともに、先進企業からの事例紹介を通じて、ダイバーシティ・マネジメントに対する理解を深めます。皆さまの御参加をお待ちしております。

日時：2021年3月4日（木）10:30～12:00

開催方法：オンライン開催（Zoom ウェビナー）

申込締切：2021年2月26日（金）

※参加費無料

詳細・申込はこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/event/meeting.html>

#### ●令和3年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ募集中！

→『いま』を生きるみなさん。

自分を好きになって 自分を信じて 創り上げた自由な発想が受け入れられる社会  
みんなで築いていく 男女共同参画社会とは？！

みなさんが進んでいく社会への願い・想いのこもったキャッチフレーズを募集！

・ユース世代（15～20歳）のみなさん。これからの時代を創り上げていくのはみなさんです。

・自分の信念に従い、いろいろな生き方、自由な考え方をすることで、無限大の未来を創造していこう！

みなさんの創り上げる未来をイメージしたキャッチフレーズを御応募ください。

※詳しくはこちらを御覧ください。

<https://www.gender.go.jp/public/week/week.html>

・応募資格：ユース世代（15～20歳）

・応募締切：2021年2月26日（金）

【厚生労働省】

●テレワークに関するオンラインイベント

→テレワークを行う際、労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。厚生労働省では、労働者の方を対象に、テレワークに係る労働関係法令についての解説や、テレワークに必要なアプリの紹介・デモンストレーション等、テレワークの導入に役立つ内容のイベントを、全国7カ所で開催します。

【事前申込制・参加無料】

【開催日時・場所】

- ・新潟 2021年1月29日(金)
- ・岡山 2021年2月2日(火)
- ・静岡 2021年2月8日(月)
- ・福岡 2021年2月10日(水)
- ・名古屋 2021年2月15日(月)
- ・大阪 2021年2月17日(水)
- ・東京 2021年2月22日(月)・26日(金)

※各会場とも午前の部 10:00~12:00、午後の部 14:00~16:00

申込はWEBサイトにて

<http://teleworkevent.jp/index.html>

●HOW TO テレワークリーフレットを作成しました

→新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク・時差出勤に御協力をお願いします。テレワーク実施のポイントや時差出勤について、わかりやすくまとめましたので、御活用下さい。

詳細はこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/how\\_to\\_telework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/how_to_telework.html)

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の申請はお済みですか？

→新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、特別な有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となりますので、積極的に御活用ください。

（支給額）

特別な有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(※)

※日額上限：15,000円（2020年3月31日までの休暇分については8,330円）

（支給対象期間及び申請期限）

対象となる休暇取得の期限は2021年3月末までに延長したところですが、休暇取得の時期によって申請期限が異なるため御注意ください。

○2020年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒2020年10月1日から2021年3月31日まで申請受付

○2021年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分

⇒2021年1月1日から同年6月30日まで申請受付

※なお、2020年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分について、申請受付は12月28日で終了しています。（\*）

\*ただし、労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の御相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合等、やむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を徒過して申請することが可能です。

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は対象になりますので、申請を御検討ください！（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要です。）

（助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら）

厚生労働省ホームページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pagel07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html)

（制度や申請書類の記載に関するお問い合わせ先）

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120（60）3999（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

（小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口の御案内）

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を都道府県労働局に開設し、事業主の方に対して、当助成金の活用の促進や申請のサポートを行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000706917.pdf>

●不妊治療と仕事の両立への理解を深め、不妊治療を受けやすい職場の環境整備を推進することを目的にシンポジウムを開催しました。

→今回のシンポジウムでは、医師による不妊治療についての基調講演、不妊治療のための休暇制度や柔軟な働き方などに関する企業の先進的な取り組みや、不妊治療の実態などを紹介するパネルディスカッションを行いました。シンポジウムはオンラインで配信し、どなたでも無料で視聴できますので、ぜひ御覧ください。

視聴 URL <https://www.funinkyuka.com>

## 《地方公共団体の動き》

### 【北海道】函館市

仕事と家庭生活を両立できる働き方改革に関するオンラインセミナーを開催します  
→ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方をする「テレワーク」は、「働き方改革」の有効な手段であるとともに、新型コロナウイルス感染拡大など非常時における事業継続の手段として注目されています。本セミナーでは、テレワーク導入の必要性や効果について知っていただくとともに、WEB会議ツールを利用したワークショップにより実際にテレワークを体験していただきます。

・日時：2021年1月20日（水）13:30～15:30

・対象：企業の働き方改革担当者や、テレワークに関心のある方、または導入を検討している方

・定員：30名

・内容：WEB会議アプリを使用したオンラインセミナー

「コロナを機に考えるこれからの働き方～テレワークの導入で変わる会社の未来～」

講師 伊藤輝美氏・福澤由佳氏・角田有子氏（ワーク・ライフバランス北海道）

酒井亮子氏（五稜郭社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士）

・実施方法：オンライン開催（各自のパソコンから参加いただきます）

※WEB会議アプリを使用します／受講者確定後、設定方法等を御案内します。

※ネットワーク環境がない場合には、こちらで用意した会場を御案内します。

・参加料：無料 ※通信料は自己負担となります。

・申込方法：申込書に必要事項を記載の上、FAXでお申込みいただくほか、電話、メールでも受け付けています。

・申込期限：2021年1月19日（火） ※期限が迫っていますので早目のお申込を！

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012900386/>

### 【岩手県】盛岡市

2020 もりおかワークライフバランス推進盛岡市長賞

→市内でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業のうち、他の企業の模範となる事例を表彰することにより、企業における自発的な取組をより一層促進するとともに、市民の意識啓発を推進することを目的として表彰を行いました。

・受賞企業（従業員数101人以上）：美和ロック株式会社盛岡工場

・受賞企業（従業員数100人以下）：東日本機電開発株式会社

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/koyo/koyo/1033405.html>

### 【秋田県】

「すぐに！いつか！？働きたい女性 会社見学ツアー&座談会」を開催します

→女性が活躍している企業3社の見学バスツアーを実施します。

求人票だけではわからない職場の雰囲気や仕事の現場を知るチャンスです！！

採用担当者や実際に働く女性の話聞いて、自分の可能性を広げてみませんか？

- ・日時：2021年2月12日（金）13:00～16:20
  - ・見学先：株式会社プライムアシスタンス 秋田センター／株式会社たけや製パン／株式会社伊徳 いとく新国道店
  - ・対象：現在お仕事をしていない女性
  - ・定員：10名
  - ・申込期限：2021年2月5日（金）
  - ・申込先：株式会社トラパンツ（TEL:018-883-1909）※託児あり
  - ・詳細・お申し込みは記載 URL、リーフレットよりお願いします。
- <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53149>

【東京都】板橋区

2020 働き方を変える

→「2020 働き方を変える」は、区内事業者の皆さまに向け、2019年4月からの法改正内容や、男女社会参画課の事業である「いたばし good balance 会社賞」の受賞企業の取組などをまとめた冊子です。社会全体が「働き方が変わる」動きの中、「働き方・休み方」を考える際のツールとして活用していただければ幸いです。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/kankoubutsu/1028800/1014650.html>

【東京都】立川市

立川市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定式&ミニセミナー開催

- ・開催日：2021年2月3日（水）13:00～15:15
- ・内容：令和2年度認定事業所によるワーク・ライフ・バランス取り組み事例の発表、ミニセミナー「企業の成長に繋げるテレワークのヒント」
- ・定員：40人
- ・場所：立川市女性総合センター アイム 1階ホール
- ・申込方法：男女平等参画課へ電話

[https://www.city.tachikawa.lg.jp/danjo/sangyo/worklifebalance/wlb02\\_nintei.html](https://www.city.tachikawa.lg.jp/danjo/sangyo/worklifebalance/wlb02_nintei.html)

【愛知県】

「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動 2020」賛同事業所の募集結果について  
 →愛知県と労使団体等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動 2020」の取組として、テレワークを始めとする多様な働き方や「新しい生活様式」を踏まえた職場環境整備等の取組を県内企業等に呼び掛け、賛同事業所の募集を行いました。この度、昨年度を上回る延べ44,430事業所から賛同をいただきましたのでお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/wlbaction2020-kekka.html>

【三重県】桑名市

女性求職者の方へお知らせ「企業と女性求職者の意見交換会（Zoom）」を開催します

→企業の経営者・人事労務担当者との座談会に参加しませんか？採用面接や、就職活動の合同説明会で企業ブースでの面談ではハードルが高いと感じることはありませんか？まずは「企業と求職者が相互の理解を深める場」として「情報収集したい」、「キャリアに関する悩みを解消したい」など、女性のニーズにこたえる形で、働き方、キャリア、生き方を本音で語り合う場をつくりました。

・開催日：2021年1月21日（木）13:30～15:00

Zoomにて開催します。御自身のパソコン、スマートフォンで受講してください。

・座長・進行：山極清子 氏（株式会社 wiiw 代表取締役会長）

・対象：再就職など就職を希望する女性、キャリアアップをめざす女性

・参加費：無料

・定員：先着 100 名

・申込方法：申込 URL または申込専用 QR コードにて、(株) wiiw（事業委託業者）へ直接お申込みください。（申込締切 1 月 20 日）※締切が迫っていますので早目のお申込を！

<https://www.city.kuwana.lg.jp/news/index.cfm/detail.1.81031.html>

#### 【兵庫県】

第 2 回ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定にかかる申請企業の募集

→ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進、多様な人材の活用等の先進的な取組を実施している企業等の認定を行っています。

・対象団体：「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」に登録されている県内企業等（※）で、ひょうご仕事と生活センターがホームページ上で提供している「ワーク・ライフ・バランス WEB 自己診断システム」などにより、一定水準以上の取組を行っていると思われる企業等を認定します。※現時点で未登録でも、応募時までに宣言すれば申請できます。

・選考方法：応募時に提出していただく自己診断結果や事前調査（必要に応じてヒアリング調査を実施）をもとに審査委員会で選考を行い、認定企業等を決定します。

・申込方法：申請書に必要書類を添えて、郵送又は持参により、ひょうご仕事と生活センターにお申込みください。（申込期限 2021 年 1 月 20 日）※期限が迫っていますので早目のお申込を！

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20201201\\_6666.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20201201_6666.html)

#### 【福岡県】北九州市

第 14 回北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰の受賞者が決定

→令和 2 年度「第 14 回北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」では、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、限られた時間の中で仕事上の責任を果たすとともに、個人の生活も大切に出来る、そんな調和の取れた生活を推進・実践している企業・団体、個人を決定し、北九州市役所内にて表彰式を行いました。

・市長賞：光和精鉱株式会社（業種 廃棄物処理業） 他

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/12000107.html>

---

【編集後記】

デジタル化の推進に向けて、政府や行政においては、押印廃止などの手続が進められています。この流れを受け、様々な職場でも事務作業等のデジタル化が図られているのではないのでしょうか。

一方で、スモールビジネス従業者への調査によれば、様々な課題があります。freee 株式会社が、1～300名規模のスモールビジネス従事者 1165 人に対して 2020 年 9 月 30 日～10 月 1 日にかけて実施したテレワークに関するアンケート調査によると、「スモールビジネスの 61.1%がテレワークを許可しておらず、前回調査時（2020 年 4 月）から約半年でほぼ変わらず」、「『テレワークを許可されていても入社しなければならない人』は全体の 8 割にのぼる」、「入社理由としては『取引先から送られてくる書類の整理作業』が最多で、『取引先の来社対応』を理由に入社する人が特に増加傾向にあり、オフィス出社を再開している企業が増えている」等の結果が得られたとのこと。現実的には難しい問題もありますが、事務のデジタル化やテレワークの導入を通じて、少しずつ各々が働きやすい環境が整えられていくことを期待します。

※「テレワークに関するアンケート調査第二弾」（freee 株式会社／2020 年 11 月）

[https://corp.freee.co.jp/news/telework\\_report202010.html](https://corp.freee.co.jp/news/telework_report202010.html)

---

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。  
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>